

# 介護用品「レンタルサービス」のご案内

## 安心してご利用していただけるよう専門スタッフがトータルにサポートいたします。

このカタログには、要介護認定を受け自宅で療養される方と

その方を介護される方の日常生活に役立つ介護用品、介護機器及び介助用品等350点余が掲載されています。

そうした商品は、就寝介護のための〈ベッド〉、移動介護のための〈車いす〉〈歩行器〉等を中心に

様々な補助用品を含めより良い療養生活を送るために必要な商品ばかりです。

またより快適な生活を送るためのバリアフリーを目指す住宅リフォームの参考例も紹介しています。

私たちは公的資格を持った専門アドバイザーとしてこれらの商品のそれぞれの使い方を的確にアドバイスさせていただきます。

ご自宅でより快適な療養生活を送るためにぜひこの《ウイズケア・カタログ》をご活用ください。

尚、まだ居宅介護支援事業者に介護プランの作成を依頼されていない場合は、当社で事業者を紹介いたしますのでお申し付けください。

## 介護する方される方を、介護用品のレンタルサービスを通して

### 1 ご相談・商品の選定

1. ご相談・お問合せは、ウイズケア福祉用具専門相談員にどうぞ。ご利用者に最適な福祉用具のアドバイス、福祉用具サービス計画書の作成(P.9参照)、介護保険などについてもご説明します。
2. お支払いいただく金額(ご利用者負担額)は、介護保険で認定される場合、商品の月額レンタル料の1割もしくは2割です。(例えば、1ヶ月10,000円のレンタル料の場合、利用者負担は、1割の場合：1ヶ月1,000円、2割の場合：1ヶ月2,000円です。)どちらも各商品ごとに併記してありますのでご確認ください。また、レンタル料金は1商品ごとにく〈1ヶ月単位〉で算出しています。レンタル開始日と終了日による期中料金は、下記の通りです。

#### ●レンタル開始日が…

その月の15日以前の場合

▶ レンタル料は1ヶ月分の**全額**

その月の16日以降の場合

▶ レンタル料は1ヶ月分の**半額**

#### ●レンタル終了日が…

その月の15日以前の場合

▶ レンタル料は1ヶ月分の**半額**

その月の16日以降の場合

▶ レンタル料は1ヶ月分の**全額**

#### ◆キャンセル料金について

当日キャンセルは、1ヶ月分のレンタル料金の半額をお支払い頂きます。(緊急入院など、やむを得ない場合を除きます。)

#### ◆搬入費について

原則として搬入・搬出費は、無料ですが特殊作業(クレーンなどの重機の利用、2階以上に設置される場合等)が必要な場合には別途特殊作業費を頂きます。

### 2 納品・取扱い説明

原則として希望日(日・祝日を除く)に行います。(都合で伺えない場合もございます。)  
納品は当社の専門員が直接お伺いし現場で組み立て、使用方法等について詳しくご説明します。

#### ◎アセスメント

日常生活動作〈ADL〉を聴取します。

#### ◎フィッティング

アセスメントを元に機器の調節をします。

#### ◎機器説明

取扱説明書の内容を詳しく説明します。

